

大和市告示第96号

大和市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年5月27日

大和市長 古谷田 力

大和市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、これらの家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等を支援することを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象家庭)

第2条 事業の対象となる家庭は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが属する家庭又はそのおそれがある家庭（以下「対象家庭」という。）とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童その他の保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者
- (3) 若年妊婦その他の出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- (4) その他市長が特に支援が必要と認めた者

(事業内容)

第3条 事業は、対象家庭を訪問支援員が訪問し、次に掲げる支援等（以下「支援等」という。）を家庭の状況に合わせて包括的に実施するものとする。

- (1) 別表第1に掲げる家事及び育児に関する支援
- (2) 保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等の養育支援
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談又は助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容を除く。）
- (4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供

(5) 対象家庭の状況及び養育環境の把握並びに市への報告

(訪問支援員の要件)

第4条 訪問支援員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 支援等を適切に実行する能力を有する者

(2) 市が適当と認める研修を修了した者

(3) 次に掲げる欠格事項のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法第34条の20第1項第2号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(利用手続等)

第5条 対象家庭に属する者であって、事業を利用しようとするものは、大和市子育て世帯訪問支援事業利用申込書（以下この条において「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書の提出を受けたときは、当該家庭の情報収集等を行い、当該家庭の養育状況を把握した上で、支援の要否を決定し、支援等の実施を決定するときは大和市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書により、支援の必要がないと認めるときは大和市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書により、当該申込みをした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により、支援等の実施の決定を受けた家庭について、適切な養育に向けて必要な支援の内容（支援時間及び支援期間を含む。以下「支援内容」という。）を記した支援計画書を作成するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、自ら子育て世帯訪問支援事業の利用を希望できない家庭のうち、支援等の必要があると認められるものがあるときは、当該家庭について前項の支援計画書を作成し、事業による支援等を行うことができるものとする。

(支援内容の変更)

第6条 支援内容の変更を受けようとする者は、大和市子育て世帯訪問支援事業利用変更申込書（以下この条において「変更申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申込書の提出を受けたときは、支援内容の変更の要否を決定し、支援内容を変更するときは大和市子育て世帯訪問支援事業利用変更承認通知書により、支援内容の変更が必要ないときは大和市子育て世帯訪問支援事業利用変更不承認通知書により、当該申込みをした者に通

知するものとする。

(利用の辞退)

第7条 第5条の規定により支援等の実施の決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）が自己の都合により事業の利用を辞退しようとするときは、大和市子育て世帯訪問支援事業利用辞退届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用決定の取消し)

第8条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用決定を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による届出があったとき。
- (2) 対象家庭に該当しなくなったとき。
- (3) その他事業による支援等を行うことが不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、大和市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書により当該利用決定者に通知するものとする。

(委託)

第9条 市長は、事業の訪問支援員の派遣に関する業務を、次のいずれにも該当する法人等（以下この条において「受託者」という。）に委託することができる。

- (1) 市内に事業所があること。
- (2) 別表第1に掲げる家事及び育児を行うことができること。
- (3) 家事支援又は育児支援の実績が1年以上あること。

2 受託者は、当該業務があった場合、大和市子育て世帯訪問支援事業受託実績報告書により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

3 受託者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務委託が終了した後においても同様とする。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条及び第 9 条関係)

区分	支援内容
家事に関するもの	(1) 食事の準備及び後片付け (2) 衣類の洗濯及び補修 (3) 居室等の掃除及び整理整頓 (4) 生活必需品の買い物 (5) 関係機関との連絡 (6) その他必要な家事援助
育児に関するもの	(1) 授乳 (2) おむつ交換 (3) 沐浴 ^{もく} 介助 (4) 適切な育児環境の整備 (5) その他必要な育児援助

別表第2（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市子育て世帯訪問支援事業利用申込書	第5条
第2号様式	大和市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書	第5条
第3号様式	大和市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書	第5条
第4号様式	支援計画書	第5条
第5号様式	大和市子育て世帯訪問支援事業利用変更申込書	第6条
第6号様式	大和市子育て世帯訪問支援事業利用変更承認通知書	第6条
第7号様式	大和市子育て世帯訪問支援事業利用変更不承認通知書	第6条
第8号様式	大和市子育て世帯訪問支援事業利用辞退届出書	第7条
第9号様式	大和市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書	第8条
第10号様式	大和市子育て世帯訪問支援事業受託実績報告書	第9条